

\* 平成28年4月1日以降の傷病手当金の支給額算定に使用してください。(請求書への添付は不要)

支給日額算定の経過

- 平成27年9月30日以前(手当率制)・・・『給料日額』×1.25×2/3
- 平成27年10月1日～平成28年3月31日(標準報酬制)・・・『支給対象月』の標準報酬月額×1/22×2/3
- 平成28年4月1日以降(標準報酬制)・・・『支給開始日の属する月以前の直近の継続した12カ月の標準報酬月額を平均した額』×1/22×2/3

平成28年4月1日以降の支給日額は、支給開始日の属する月以前の12カ月の平均額で固定となります。  
 支給開始日に決定した支給日額が変更されることはありませんので、毎月算定する必要はありません。  
 (標準報酬月額が変動しても、傷病手当金の支給日額は変更されません。)

支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月以上

(1) 支給開始日が平成28年9月以降

(H28.8以前は(2)または(3)を使用してください)

【入力例】支給開始月が平成29年4月の場合

	年月	標準報酬月額(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
	計	0

平均標準報酬日額  
 $0 \div 12 \div 22 =$  0 円  
(10円未満四捨五入)

→請求書(A)欄に転記

	年月	標準報酬月額(円)
1	H29.4	360,000
2	H29.3	360,000
3	H29.2	360,000
4	H29.1	360,000
5	H28.12	360,000
6	H28.11	360,000
7	H28.10	360,000
8	H28.9	360,000
9	H28.8	410,000
10	H28.7	410,000
11	H28.6	410,000
12	H28.5	410,000
	計	4,520,000

支給開始日の属する月の標準報酬月額

直近の継続した期間の標準報酬月額を入力

平均標準報酬日額  
 $4,520,000 \div 12 \div 22 =$  17,120 円  
(10円未満四捨五入)

<経過措置> 平成27年10月に標準報酬制が導入され、同年9月以前の組合員期間について標準報酬がないため経過措置が設けられています。

(2) 支給開始日が平成27年9月以前

【入力例】

平成27年10月の標準報酬月額(円)  ÷ 22 =  円  
(10円未満四捨五入)  
 →請求書(A)欄に転記

平成27年10月の標準報酬月額(円)  ÷ 22 =  円  
(10円未満四捨五入)  
 平成27年10月の標準報酬月額を入力

(3) 支給開始日が平成27年10月～平成28年8月

【入力例】支給開始月が平成28年6月の場合

	年月	標準報酬月額(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
	計	0

0 ÷ 月数 ÷ 22 =  円  
(10円未満四捨五入)  
 平均標準報酬月額  
 →請求書(A)欄に転記

入力した月数

	年月	標準報酬月額(円)
1	H28.6	410,000
2	H28.5	410,000
3	H28.4	410,000
4	H28.3	410,000
5	H28.2	410,000
6	H28.1	410,000
7	H27.12	410,000
8	H27.11	410,000
9	H27.10	410,000
10		
11		
	計	3,690,000

3,690,000 ÷ 月数 ÷ 22 =  円  
(10円未満四捨五入)  
 平均標準報酬月額  
 入力した月数

支給開始日の属する月の標準報酬月額

直近の継続した期間の標準報酬月額を入力  
 注) 標準報酬制が導入されていない平成27年9月以前は入力しない。

入力した標準報酬月額の月数を自動カウント